

要保護及び準要保護児童生徒就学援助について

～ 保護者のみなさんへ ～

■趣 旨

山梨市では、義務教育の円滑な実施を図るため、保護者の経済的な理由によって児童生徒が就学困難な場合に、必要な援助（就学援助）を行っています。

■対象となる方

- 山梨市内の小中学校に在学する若しくは居住する児童・生徒の保護者
- 前年度又は当該年度において次のいずれかに該当するなど経済的な理由により就学に支障があると教育委員会が認定する方。
(住民票にかかわらず、児童又は生徒と同居している方全員が同じ要件に該当していること。)

- 1 生活保護法に基づく保護を受けている方
- 2 生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった方
- 3 市町村民税の非課税または減免となった方
- 4 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免となった方
- 5 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免となった方
- 6 国民年金保険料が免除となった方
- 7 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- 8 児童扶養手当法第4条に基づく手当の支給を受けている方
- 9 生活福祉資金の貸付けを受けている方
- 10 その他著しく就学困難と認められる方

※10の場合は、次の金額を下回ることが認定の目安となります。

<収入の目安>（総収入・所得は同居の方全員の前年度年間収入の合計です）

同居の人員（例）		総収入額	総所得額
2人	母・子	207万円	128万円
3人	父・母・子	274万円	175万円
3人	母・子・子	258万円	162万円
4人	母・子・子・祖母	356万円	232万円

■援助の内容

学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費・新入学児童生徒学用品等などの一部。（ただし、教材費・給食費など市が費用を負担し、保護者の実費負担がないものは対象外となります。）

■手続きに関する注意事項

就学援助を希望される方は、「要保護及び準要保護児童生徒就学援助費申請書」を 月 日（ ）までに学校へ提出してください。
(特別な事情がある場合は市教育委員会でも受付を行っています。)

- *1 この制度は、毎年度申請する必要があります。自動継続されませんので、希望される方は必ず毎年申請してください。
- *2 申請書内「世帯の状況」欄で該当する証明書類等を必ず添付、又は該当事項に関する証明を受けてください。（証明は有料のものもあります。）
- *3 証明または申告がない場合、認定の対象になりませんのでご注意ください。
- *4 入学前（小学校就学前）支給認定世帯においても、新年度分として申請が必要です。家庭の状況によっては認定とならない場合があります。
- *5 申請用紙一式は、市ホームページからダウンロードするか、直接学校へ受け取りに行ってください。
- *6 令和7年1月1日に山梨市に住民票がない方は、令和6年度所得課税証明書（令和6年中所得）が必要です。該当者には市よりご連絡しますので、6月1日以降に従前の市町村で取得してください。（申請時は添付不要です。）

教育委員会は、書類内容を審査し認定の可否を決定します。
審査では、所得状況や生活保護状況等を調べさせていただくことがあります。
なお、決定については書面で通知します。

就学援助の支給時期は、年3回（9月末・12月末・3月末）、適正な方法により支給予定です。学年や学校行事の実施状況により、支払額が発生しないことがあります。その場合、個別に通知いたしませんのでご了承ください。

申請は随時受け付けています。ご家庭の状況により申請が必要となった際には、下記担当にお問い合わせの上、学校を通じて申請を行ってください。

◎問い合わせ先 山梨市教育委員会 学校教育課（TEL 22-1111）